

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による 「生活困窮者の自立の促進に資すること」の認定基準

この基準は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（以下「施設」という。）から当該施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約のうち「生活困窮者の自立の促進に資すること」となる契約について、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「施行規則」という。）第 12 条の 2 の 12 第 1 項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による認定に必要な基準を定めるものとする。

1 認定基準

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「生活困窮者の自立の促進に資すること」の認定を受けようとする者は、次の各号すべてに該当しなければならない。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として知事又は府内の政令指定都市若しくは中核市の長の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として、生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 就労訓練事業の実施に際し、府内に生活の本拠を有する生活困窮者を受け入れること。
- (4) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として、適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 大阪府暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (8) 税を滞納していないこと。
- (9) その他、府が必要と認めた指導に従うこと。

2 認定方法

- (1) 認定を受けようとする施設は、認定申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (2) 認定申請書の提出があったときは、施行規則第 12 条の 2 の 12 第 3 項の規定に基づき、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定し、認定申請者に対し、認定の可否を速やかに通知する。

3 認定の取消し

認定を受けた施設が、認定基準に該当しないことが明らかになったとき又は認定施設として適切でない事由が生じたときは、認定を取り消すことができる。

4 その他

この基準の取扱いについて必要な事項は、別途、知事が定める。

5 基準運用開始日

令和 5 年 9 月 26 日